

令和3年度

# 工事監査報告書

八代市監査委員

八 市 監 第 2 3 3 号

令 和 4 年 3 月 2 2 日

八 代 市 長 中 村 博 生 様

八 代 市 議 会 議 長 成 松 由 紀 夫 様

八代市監査委員 江 崎 眞 通

八代市監査委員 上 原 治

八代市監査委員 前 川 祥 子

#### 令和3年度工事監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和3年度の工事監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

なお、本工事監査における指摘事項について措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を通知願います。

## 目 次

1	監査の基準.....	1
2	監査の種類.....	1
3	監査の対象.....	1
4	監査の着眼点.....	1
5	監査の実施内容.....	1
6	監査の実施場所及び日程.....	2
7	監査の結果.....	2
	(1) 指摘事項.....	2
	(2) 意見・要望.....	2
	◆ 共通事項.....	2
	◆ 個別事項.....	3
8	まとめ.....	4

### 【添付資料】

令和3年度 熊本県八代市 工事監査 技術調査結果報告書  
報告者 特定非営利活動法人 西日本建設技術ネット

## 1 監査の基準

この監査は、八代市監査基準（令和2年3月17日監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

## 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく工事に係る定期監査

## 3 監査の対象

監査の対象として、次に掲げる工事を選定した。

### (1) 令和3年度 土道新第6号 松江本町松江町線改良工事

工事担当課 土木課

工事場所 八代市松江町

契約金額 14,718,000円

請負者 株式会社 松徳工業

工期 令和3年8月12日～令和4年3月15日

### (2) 令和3年度 土道新第9号 塩屋町通町線改良工事

工事担当課 土木課

工事場所 八代市松江城町

契約金額 43,835,000円

請負者 合資会社 野田建設

工期 令和3年9月9日～令和4年2月28日

## 4 監査の着眼点

当該工事に係る計画、設計、積算、契約、施工等が関係法令等に基づいて、適法かつ効率的に行われているか、また工事が現場の状況に適合した施工で安全性に十分配慮されているか、さらには経済的に妥当であるかを主な着眼点として実施した。

## 5 監査の実施内容

### (1) 監査の方法

事前に当該工事の関係書類の提出を求め、予備調査を行うとともに、担当責任者等から説明を受けた。また、当該工事の現場に赴き、工事の施工状況、安全管理状況等の視察を行った。

なお、当該監査については、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、「特定非営利活動法人 西日本建設技術ネット」と業務委託契約を締結し、専門家（技術士）から専門的立場による助言及び提案を受けた。

### (2) 監査の期間

令和3年11月18日から令和4年3月18日まで

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 書類審査

八代市役所仮設庁舎東棟2階21号会議室

### (2) 現地調査

当該工事の各現場（八代市松江町、八代市松江城町）

### (3) 実施日程

令和3年11月18日

## 7 監査の結果

当該工事の計画、設計、積算、契約、施工等に関しては、重大な不具合もなく、おおむね適正に行なわれていたが、技術士による工事技術調査の結果、一部に改善すべき事項が見受けられたので、次のとおり指摘事項として記述した。速やかに改善に取り組んでいただきたい。

指摘事項について、措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知いただきたい。

また、意見・要望については、検討すべき課題及び留意すべき事項として、今後の工事施工において反映していただきたい。

### (1) 指摘事項

施工計画書については、一般的な記述となっており現場独自の条件を反映したものとなっていない。予想されるリスクを事前に共有するための施工のシミュレーションでもある施工計画書については、各工事現場に合わせた品質確保・安全対策・環境対策などを反映させたものとしていただきたい。

### (2) 意見・要望

#### ◆ 共通事項

- ① 道路改良における埋戻工において山砕や再生クラッシュランが使用されているが、可能であれば、掘削土を改良して使用するなど、公共工事において発生する残土を極力少なくするよう環境面に配慮した施工方法も検討していただきたい。
- ② 工法選定において、各現場に応じ、より効果的かつ経済的な工法を比較検討し、設計の合理性に努めていただきたい。
- ③ 特記仕様書において、現場の特徴について記載があるが、さらに第三者災害防止対策、騒音・排水等による環境汚染防止対策等を記述するなど、現場独自の条件を反映した特記仕様書としていただきたい。

## ◆ 個別事項

### ア 令和3年度 土道新第6号 松江本町松江町線改良工事

- ① 開水路に蓋掛けを行う工法の選定において、ボックスカルバート工及び既設水路を撤去後に重力式擁壁を築造し蓋掛けを行う工法の2つで経済比較をしてあった。工法選定比較の際は、選択肢を増やすため3つ以上の工法で比較検討していただきたい。併せて、地元企業の育成のため、設計委託の技術力向上に繋がるような指導に努めていただきたい。
- ② 工事休止中で通行可能な場合は、全面通行止めの看板に解除中の表示をするよう、施工業者に指導していただきたい。
- ③ 現場事務所へ電気を引き込む電気引込線について、施工現場に設置された引込柱の分電盤（スイッチボックス）が施錠されていなかった。  
施工現場周辺は、小中学校近くの新興住宅地であり、子育て世帯が多く居住していると思われる。分電盤の設置位置も手の届く高さにあることから、近隣の子どもによる感電事故が懸念される。事故防止のため、早急に対策を行うよう受注業者を指導し、措置を講じていただきたい。
- ④ 建設業の許可証及び労働関係成立票が全面通行止めの敷地内に掲示されていたが、公衆に見える場所に掲示するよう施工業者に指導していただきたい。

### イ 令和3年度 土道新第9号 塩屋町通町線改良工事

- ① 集水柵工において、本工事ではプレキャスト製品を使用しているが、これまでの慣例から、現場打ちではなくプレキャスト製品を採用したとのことであった。  
各現場に応じた施工方法をどのような理由で採用したかを記録として残していくことで、担当職員の技術力の向上に繋げていただきたい。
- ② アスファルト舗装工において、車道及び路肩部で再生密粒度アスコン（13）が使用されている。アスファルト合材に使用される骨材（砂、碎石等）の密粒度（粒の大きさ）は、20mmと13mmのものが一般的な道路で多く採用されている。  
13mmのものは耐水性及び耐ひび割れに優れているが、20mmのものは耐流動性、耐摩耗性及び滑り抵抗において優れており、バス路線である塩屋町通町線などの車道部分においては、重量負荷に強い20mmの再生密粒度アスコンの使用について検討していただきたい。

## 8 まとめ

今回の工事監査は、道路改良工事2件について、経験豊富な技術士による建設的な助言や提案を受け、対象工事の計画、設計、積算、契約、施工等の適法性の確保とコストの縮減による効率性向上、また職員の技術水準の維持向上を図ることを主な目的として実施した。

その結果、当該工事はおおむね適正に行われており、これは、工事を担当する職員が日々職務に精励された努力の成果である。

なお、一部において技術士から業務を改善するための助言や提案があった事項については、今後、留意していただきたい。

今後の公共工事においては、事業の実施に伴う多様かつ固有の条件やリスクに適正に対応できるよう高いレベルの知識や経験が要求されることになる。

今回、工事監査対象とした道路改良工事については、建設部のみならず、農林水産部などにおいても発注する一般的な工種であるため、公共工事等を所管する他の部署においても今回の「工事監査技術調査結果報告書」について情報共有を行っていただきたい。

今後は、技術職員を適切に指導、育成することにより、なお一層の技術水準の向上を図られるとともに、本市発注の公共工事の品質確保、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな市民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与することを期待するものである。

令和3年度

熊本県八代市

工事監査 技術調査結果報告書

調査対象機関名 熊本県 八代市

監査執行者 八代市 代表監査委員 江崎 眞通  
監査委員 上原 治  
監査委員 前川 祥子

調査立会者 八代市監査委員事務局長 澤井 光郁  
他監査委員事務局職員

調査場所 八代市役所 仮設庁舎東棟2階21号会議室及び当該工事現場

調査実施年月日 令和 3年11月18日

調査報告書提出日 令和 3年12月 2日

技術調査実施組織 特定非営利活動法人 西日本建設技術ネット

調査実施報告者 池田 秀司 技術士（建設部門）

〒812-0053 福岡市東区箱崎五丁目1番3-801号

特定非営利活動法人  
西日本建設技術ネット  
代表理事 村田博美



代表理事	査読	理事 事務局長
村田博美 	中村拓三 	吉川 正 

## I. 調査対象工事及び調査方法

本報告書は、令和3年度の八代市監査委員による定期監査において、土木課による道路改良工事に関する技術調査を実施した結果について、報告するものである。

技術調査は、技術士が、監査委員3名を補佐し、予め受領した工事概要調書に基づき、以下の2件の対象工事について、午前中に技術的事項について担当部署の監督員の説明を受け、書類を調査し、午後から監査委員に同行して調査時点での施工中の各現場の調査を行った。

技術調査の着眼点は、1) 事業の妥当性について、2) 設計の合理性について、3) 積算の根拠性について、4) 工事契約の法規性について、5) 特記仕様書の運用性について、6) 工事監理の適切性について、7) 工事現場の安全性確保についてである。

技術調査対象工事一覧

番号	工事名 工事場所 受注者 設計委託業者	工事概要	契約期間	契約金額(円)
1	松江本町松江町線改良工事 八代市松江町 株式会社 松徳工業 有限会社 和樹コンサルタント	施工延長 $L = 41.68\text{m}$ 幅員 $W = 3.82 \sim 3.93\text{m}$ ボックスカルバート工 $L = 42\text{m}$ 上層路盤工 $A = 83\text{ m}^2$ 表層工 $A = 83\text{ m}^2$	当初 令和3年 8月12日 ~ 令和4年 3月15日	当初 14,718,000円

番号	工事名 工事場所 受注者 設計委託業者	工事概要	契約期間	契約金額(円)
2	塩屋町通町線改良工事  八代市松江城町  合資会社 野田建設  株式会社 地理情報技術	施工延長 L = 144.4m 幅員 左W = 4.65~10.71m 右W = 3.33~12.00m  管渠型側溝 L = 251m 場所打L型側溝 L = 5.5m プレキャスト集水柵 N = 6基  歩車道境界ブロック L = 255m 地先境界ブロック L = 116m  横断防止柵 L = 181m  アスファルト舗装工 A = 476 m <sup>2</sup> 区画線工 L = 349m  バス停上屋 N = 2棟	当初  令和3年 9月9日 ~ 令和4年 2月28日	当初  43,835,000円

## II. 調査結果総括

令和 3 年度定期監査対象工事は 2 件であった。1 件は住宅地内の道路改良工事で全面通行止め（周辺住民は通行可）での施工、もう 1 件は八代市役所周辺で同じような道路改良工事で車線規制での施工であった。両工事とも現在施工中で、計画工程内で工期内完了予定であった。

それぞれの工事は重大な不具合もなく、全体的には問題点は少ないと思われる。これは、工事を担当する監理部署の監督職員の方々が日々職務を遂行された努力の結果と推測される。

詳細については『**III. 技術調査結果**』で述べる。

技術調査に際しては、工事を担当する監理部署の監督職員の方々に真摯に対応して説明していただき、それぞれ職務の遂行を熱心に努めていることが十分理解できた。技術調査へのご協力に感謝申し上げますとともに、本報告書が今後事業の改善と円滑な実施に役立てば幸いである。

### Ⅲ. 技術調査結果

#### 1. 令和3年度 土道新 第6号 松江本町松江町線改良工事

##### (1) 担当課及び監督員

担当課 土木課

監督員 (総括監督員) 田島 雄一郎、(主任監督員) 小崎 仁敬

##### (2) 事業概要

市内一円道路整備事業は八代市総合計画における基本目標、安全・安心・快適に暮らせるまち、暮らしを支えるまちづくり、生活関連道路の整備に位置付けられ、歩行者・自転車の公共空間などの整備充実を図り、誰もが安全・安心で快適に通行できるような交通環境の形成に努めるものである。

##### 工事内容

施工延長 L=41.68m  
幅員 W=3.82~3.93m  
ボックスカルバート工 L=42m  
上層路盤工 A=83 m<sup>2</sup>  
表層工 A=83 m<sup>2</sup>



工事標示板

##### (3) 調査結果

###### 1) 事業の妥当性について

市内一円道路整備事業は、八代市総合計画における生活関連道路の整備を進め、歩行者・自転車の公共空間などの整備充実を図り、誰もが安全・安心で快適に通行できるような交通環境の形成に努めるもので妥当と判断する。

## 2) 設計の合理性について

設計の委託契約は、指名競争入札で行われており、10 者が応札し有限会社和樹コンサルタントと契約している。設計金額に対する落札金額の割合は 96.2%であった。管理技術者は測量士の資格を有していた。これについて、八代市では、測量設計業務の業者選定条件は、建設コンサルタントの登録ではなく測量業務の登録が条件であるとの説明であった。

- ①開水路に蓋掛けを行う工法選定は、プレキャストボックスカルバートと、既設水路を撤去し重力式擁壁を築造後に蓋掛けをする 2 つの工法を比較して、プレキャストボックスカルバートを採用していた。既設の水路はプレキャスト製品の水路であった。この既設の水路にコンクリート版を設置する工法を追加して、選択肢は 3 つ以上で検討すべきである。
- ②作業土工の埋戻は、山砕になっている。環境面より残土を極力少なくするために、掘削土を必要により改良して利用すべきである。
- ③アスファルト舗装工の表層（車道・路肩部）は再生密粒度アスコン（13）になっている。八代市の場合、表層工は車道でも 13mmを使用しているとの説明であった。20mmと 13mmを比較すると、優れている点は、20mmは耐流動性・耐摩耗性・すべり抵抗、13mmは耐水性・ひび割れ抵抗である。車道等は、重量負荷による流動変形と輪数による磨耗が問題になるので、当然ながら 20mmの方が有利になる。しかし、施工箇所は住宅地内の道路であり、大型車等の重量負荷は少ないと思われるため、13mmでも問題点は少ないと思われる。

## 3) 積算の根拠性について

単価地区は八代市（旧八代・千丁・鏡）・氷川町

機損適用年月日は令和 02 年 08 月 01 日 公共

歩掛適用年月日は令和 02 年 08 月 01 日 公共（令和 02 年度 復興歩掛）等が採用されている。

## 4) 工事契約の合規性について

入札は指名競争入札で行われており、10 者が応札し株式会社松徳工業と契約している。設計金額に対する落札金額の割合は 98.1%であった。

工期は令和 3 年 8 月 12 日～令和 4 年 3 月 15 日である。工期は余裕工期を含んでいるとの説明であった。

- ①設計図書は、図面・内訳書・仕様書・現場説明書等揃っていた。なお、質問はなかったとのことであった。
- ②受注者の契約提出書類は、i. 契約書 2 部 ii. 現場代理人・主任技術者選任届 iii. 課税事業者届出書 iv. 建設業退職金共済掛金収納書 v. 契約保証がなされている書類「公共工事履行保証証券（履行ボンド）」 vi. 建設リサイクル法の説明書等が提出されていた。

## 5) 特記仕様書の運用性について

八代市で作成した仕様書で、施工条件の明示項目があり、現場の特徴を示すための箇所にチェックを入れるようになっている。このため特記仕様書にはなっているが、さらに、現場特有の、第三者災害防止、騒音・排水等による環境汚染防止対策等を記述すれば、なお良い特記仕様書になると思われる。

## 6) 工事監理の適切性について

- ① 施工計画書は、一般的な記述になっており現場独自の条件を反映した施工計画書になっていない。施工計画書は、工事を施工するための計画書である。現場特有の施工計画を具体的に詳しく記述しなければならない。予想されるリスクを事前に共有するための施工のシミュレーションでもある施工計画書については、本工事現場に向けた品質確保・安全対策・環境対策などの記述を勘案し、策定することを期待する。形式的・一般共通的な記述ではなく、受注者が工事のポイントを理解した上で自ら記述をして、事前に相互に確認することが本来の施工計画書であることを監理監督者、施工業者双方が再認識することが大切である。
- ② 工事打合せ簿等は作成され、日付けの記入や印鑑が押されていて適切に監理されており、妥当と考えられる。

## 7) 工事現場の安全性確保について

現場は、段取り替えのため休止中との説明を受けた。

- ① 写真で見る通り、

左側写真

工事休止中で、通行可能であれば、一般車両等が戸惑わないように、全面通行止めの看板に解除中の表示をするべきである。

右側写真

スイッチボックスに施錠がされていない。全面通行止めではあるが、工事休止期間もあり、近隣住民は車両も含めて自由に入出入りしていた。地区は若い世帯が多いので子供も多いと思われる。スイッチボックスに施錠がされていないため、近隣の子供による感電事故が懸念される。早急な対応が必要と思われる。



全面通行止看板



スイッチボックス

- ② 現場の新規入場者教育について、工事着手前に、資料等なく口頭で行い、記録もないとの報告を受けたが、新規入場者教育は資料等を準備して行い、記録しておくべきである。

#### (4) 業務を改善するための助言や提案

##### 1) 設計の合理性について

- ①工法選定比較は選択肢を増やすために2つではなく、3つ以上より検討すべきである。設計委託業者に対して技術力の向上に努めるように指導することを提案する。
- ②作業土の埋戻は、環境面より残土を極力少なくするために、掘削土を必要により改良して利用することを提案する。

##### 2) 特記仕様書の運用性について

- ①特記仕様書は、施工条件の明示項目があり、現場の特徴を示すための箇所にチェックを入れるようになっていた。このため特記仕様書にはなっているが、さらに、現場特有の第三者災害防止、騒音・排水等による環境汚染防止対策等を記述することを提案する。

##### 3) 工事監理の適切性について

- ①施工計画内容は、一般的な内容になっている。業務を改善するため、現場独自の条件を反映した施工計画書になるように施工業者に指導することを提案する。

##### 4) 工事現場の安全性確保について

- ①工事休止中で、通行可能であれば、全面通行止めの看板に解除中の表示をすることを施工業者に指導することを提案する。
- ②スイッチボックスに施錠がされていない。全面通行止めではあるが、工事休止期間もあり、近隣住民は車両も含めて自由に入出入りしていた。近隣の子供による感電事故が懸念される。施錠等の安全対策をするように施工業者に指導することを助言する。
- ③現場の新規入場者教育は資料等を準備して行い、記録しておくべきことを施工業者に指導することを助言する。

##### 5) その他

- ①建設業の許可証・労災関係成立票は、全面通行止めの敷地内に掲示されていた。公衆の見える場所に掲示するように施工業者に指導することを助言する。

※基準やルール違反等を含み、改善に結びつく事項を「助言」、大きな範囲で、今後に役立つ事項を「提案」としている。

※安全については、受注者の責任の範疇であって、必ずしも工事監査の趣旨ではないが、公共工事において、受注者が法令等の違反により災害が発生した場合は、発注者にとっても好ましくないと思えるため取り上げた。

## 2. 令和3年度 土道新 第9号 塩屋町通町線改良工事

### (1) 担当課及び監督員

担当課 土木課

監督員 (総括監督員) 田島 雄一郎、(主任監督員) 松永 潤

### (2) 事業概要

八代市役所新庁舎建設に伴い、老朽化した歩道舗装及び排水構造物を改良することで車両及び歩行者の通行の円滑化を図るとともに、新庁舎の外構と道路空間との連続性を持たせることで、利便性・快適性の向上を図るものである。

#### 工事内容

施工延長 L=144.4m

幅員 左 W=4.65~10.71m  
右 W=3.33~12.00m

管渠型側溝	L=251m
場所打L型側溝	L=5.5m
プレキャスト集水柵	N=6 基
歩車道境界ブロック	L=255m
地先境界ブロック	L=116m
横断防止柵	L=181m
アスファルト舗装工	A=476 m <sup>2</sup>
区画線工	L=349m
バス停上屋	N=2 棟



### (3) 調査結果

#### 1) 事業の妥当性について

老朽化した歩道舗装及び排水構造物を改良することで、車両及び歩行者の通行の円滑化を図るとともに、八代市役所の外構と道路空間との連続性を持たせることで、利便性・快適性の向上を図るもので妥当と判断する。

#### 2) 設計の合理性について

設計の委託契約は、指名競争入札で行われており、10者が応札し株式会社地理情報技術と契約している。設計金額に対する落札金額の割合は66.7%であった。管理技術者は測量士の資格を有していた。これについて、八代市では、測量設計業務の業者選定条件は、建設コンサルタントの登録ではなく測量業務の登録が条件であるとの説明であった。

①集水柵はプレキャスト製品である。現場打ち集水柵との比較は行われていなかった。理由を聞くと、八代市の場合は、このような小さい集水柵は施工性や工期短縮のため、プレキャスト製品を使用するとの返答であった。

しかし、文書としてではなく、慣例上プレキャスト製品を採用しているとのことであった。

プレキャスト集水柵を採用する理由を文書として残しておくことも、担当職員の技術力の向上に繋がると思われる。

②作業土工の埋戻は、再生クラッシュランになっている。環境面より残土を極力少なくするために、掘削土を必要により改良して利用すべきである。

③アスファルト舗装工の表層（車道・路肩部）は再生密粒度アスコン（13）になっている。

八代市の場合は、表層工は車道でも13mmを使用しているとの説明であった。20mmと13mmを比較すると、優れている点としては、20mmは耐流動性・耐摩耗性・すべり抵抗、13mmは耐水性・ひび割れ抵抗である。車道等は、重量負荷による流動変形と輪数による磨耗が問題になるので当然ながら20mmの方が有利になる。施工箇所はバス路線でもあるため、重量負荷が大きいと思われる。

### 3) 積算の根拠性について

単価地区は八代市（旧八代・千丁・鏡）・氷川町

機損適用年月日は令和02年08月01日 公共

歩掛適用年月日は令和02年08月01日 公共（令和02年度 復興歩掛）等が採用されている。

バス停上屋工については、3者見積もりにより適正に処理されている。

### 4) 工事契約の合規性について

入札は制限付一般競争入札で行われており、3者が応札し合資会社野田建設と契約している。設計金額に対する落札金額の割合は99.0%であった。

工期は令和3年9月9日～令和4年2月28日である。工期は、余裕工期は含んでいないとの説明であった。

①設計図書は図面・内訳書・仕様書・現場説明書・質疑応答書等揃っていた。

②受注者の契約提出書類は、i. 契約書2部 ii. 現場代理人・主任技術者選任届 iii. 課税事業者届出書 iv. 建設業退職金共済掛金収納書 v. 契約保証がなされている書類として銀行の「保証書」 vi. 建設リサイクル法の説明書等が提出されていた。

### 5) 特記仕様書の運用性について

八代市で作成した仕様書で、施工条件の明示項目があり、現場の特徴を示すための箇所にチェックを入れるようになっていた。さらに、交通誘導員についての記述があった。このため特記仕様書にはなっているが、さらに、現場特有の、第三者災害防止等を記述すれば、なお良い特記仕様書になると思われる。

### 6) 工事監理の適切性について

①施工計画書は、一般的な記述になっており現場独自の条件を反映した施工計画書になっていない。施工計画書は、工事を施工するための計画書である。現場特有の施工計画を具体的に詳しく記述しなければならない。予想されるリスクを事前に共有するための施工のシミュレーションでもある施工計画書については、本工事現場に向けた品質確保・安全対策・環境対策などの記述を勘案し、策定することを期待する。形式的・一般共通的な記述ではなく、受注者が工事のポイントを理解した上で自ら記述をして、事前に相互に確認することが本来の施工計画書であることを監理監督者、

施工業者双方が再認識することが大切である。

- ②工事打合せ簿等は作成され、日付けの記入や印鑑が押されていて適切に監理されており、妥当と考えられる。

#### 7) 工事現場の安全性確保について

現場は、歩道の路盤下の整形をしていて、バックホウ等の重機作業は行われていなかった。

バックホウはアタッチメントを地面に降ろして施錠してあった。また、特定自主点検のステッカーも貼られていて問題はなかった。



休止中のバックホウ (1)



休止中のバックホウ (2)

安全関係の書類について、「施工体制台帳」より、「混在作業」であることを確認したが、安全巡視日誌と災害防止協議会の開催の記録はなかった。毎日の現場巡視と1回/月の協議会の開催は、労働安全衛生法で義務付けられている。

#### (4) 業務を改善するための助言や提案

##### 1) 設計の合理性について

- ①八代市は小さい集水柵はプレキャスト製品を使用するようになっているが、その根拠となる文書を作成し、その都度担当職員がその理由を理解できるようにすることを提案する。
- ②作業土の埋戻は、環境面より残土を極力少なくするために、掘削土を必要により改良して利用することを提案する。
- ③アスファルト舗装工の表層工で使用する再生密粒度アスコンについて、車道の場合、重量負荷による流動変形と輪数による磨耗が問題になり 20mmの方が有利になる。20mmの採用を再度検討することを提案する。

2) 特記仕様書の運用性について

- ①特記仕様書は、施工条件の明示項目があり、現場の特徴を示すための箇所にチェックを入れるようになっていた。さらに、交通誘導員についての記述があった。このため特記仕様書にはなっているが、さらに、現場特有の、第三者災害防止等を記述することを提案する。

3) 工事監理の適切性について

- ①施工計画内容は、一般的な内容になっている。業務を改善するため、現場独自の条件を反映した施工計画書になるように施工業者に指導することを提案する。

4) 工事現場の安全性確保について

- ①安全関係について、毎日の現場巡視と1回/月の災害防止協議会を開催し、それを記録に残すように指導することを助言する。

※基準やルール違反等を含み、改善に結びつく事項を「助言」、大きな範囲で、今後に役立つ事項を「提案」としている。

※安全については、受注者の責任の範疇であって、必ずしも工事監査の趣旨ではないが、公共工事において、受注者が法令等の違反により災害が発生した場合は、発注者にとっても好ましくないと思えるため取り上げた。

以上